

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和5年10月30日	
契 約 件 名	スパッタ装置(再生品) 一式	
契 約 金 額	23,980,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都港区港南2-3-13 アルバック販売(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第三係 Tel 029-864-5169	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	<p>科学研究費補助金 研究課題「積層薄膜構造導入による次世代超伝導加速空洞開発のための新成膜手法の開発」(研究期間:令和5年度～令和7年度)に関する研究を展開するために、超伝導薄膜層及び絶縁薄膜層の形成が可能で、(株)アルバックとの共同研究期間終了後に(株)アルバックから購入した成膜用チャンバーをマウントでき、付属設備を同チャンバーと共用できるスパッタ装置が必要である。</p> <p>本件は、スパッタ装置(再生品)の購入に関するものである。</p>	
随意契約の理由	<p>本研究に必要な超伝導薄膜層及び絶縁薄膜層の形成が可能で、付属設備(DC電源、マスフローコントローラー、クライオポンプ)を(株)アルバック製成膜用チャンバーで共用でき、さらに同チャンバーをマウントできるのは、(株)アルバック製スパッタ装置の再生品のみであった。</p> <p>よって、本製品を直接販売しているアルバック販売(株)を契約の相手方とする。</p>	